

平成25年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1. 調達改善の取組内容

(1) 重点的に取組む分野

・情報関連システムの調達

環境省ネットワークシステムの開発、調達にあたり、CIO補佐官のヒアリングを実施（92件）し、競争性の確保がされるよう仕様書の記載を詳細にする等確認した。

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

・事務用消耗品等の購入

平成24年度は198品目だった対象品目を、平成25年度は204品目とした。また、地方支分部局の一部官署において、平成24年度は439品目だった対象品目を平成25年度は571品目とし、対象品目の拡大により、在庫の縮減と調達事務の効率化となった。

・新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し

施設等機関の一部官署において、平成24年度比で新聞3部及び定期刊行物3部（それぞれ約11万円削減）の削減を行った。

・役務

平成25年度は配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務の共同調達を行い前年度までの効果を維持できた。

(3) 競争性のない随意契約の適切性の確保

少額随意契約を除く全ての随意契約について、契約委員会における事前審査を実施し適切性の確保に努めた。（随意契約から参加者確認公募への変更：1件、随意契約（企画競争方式）から一般競争入札（総合評価方式）への変更：4件、再委託先の指定の取りやめ：1件）

(4) 一者応札となっている契約の見直し

取組により、平成24年度に1者応札であった案件で、平成25年度に複数者が入札に参加した案件が49件あった。

(5) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

出張旅費の効率化のため、国内出張におけるパック商品やチケットの手配等に係る業務について企画競争方式により発注し、パック商品が販売されている場合は原則利用することにより経費の削減を図った。また、人事評価への反映や身近なコストに関する職員への周知により、身近な行政コストの削減の努力を行った。

2. 調達の推進体制等

(1) 実務担当者を中心とする調達改善推進チームを設置し、調達に係る改善方策等について検討を行った。

(2) 外部有識者からの意見聴取のため、平成25年6月27日に入札監視委員会を開催し、平成24年度における工事等の契約について審査を受けた。また、同年7月30日、10月2日、11月20日、12月4日に物品・役務等に係る契約監視等委員会を開催し、公益法人向け支出について審査を受けた他、同年10月23日には平成24年度における物品・役務等に係る契約全般を対象とした審査を受けた。

平成25年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成26年8月13日
環境省

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|---|---------------|---|---|------------------|---|---|
| | 平成25年度に開始した取組 | | | 目標の達成状況 | | |
| 情報関連システムの調達 情報関連システムの調達を行う場合は、外部有識者(CIO補佐官等)から仕様などの調達に関しての意見を求めて行う。 | | 情報システムの開発、調達にあたっては、その調達に係る仕様書や費用が適切であるか等について、外部有識者であるCIO補佐官が確認している。 | 平成25年度を通しての情報システムの開発、調達に関するCIO補佐官のヒアリングは環境省分83件、規制庁分9件であり、競争性の確保がされるよう、仕様書の記載を詳細にする、運用手順書の作成を義務づける等した。 | ○ | 情報システム案件については、システム開発と運用業務の一体型の調達の有効性について、今後とも検討していくこととする。 | 引き続き実施する。 |
| 事務用消耗品等の購入 共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。(他省庁、外局等) | | 本省では、事務用消耗品について、平成24年度は198品目だった対象品目を平成25年度は204品目とした。また、蛍光灯、トイレットペーパー、災害用備品の共同調達を実施した。 地方支分部局の一部官署において、平成24年度は439品目だった対象品目を平成25年度で132品目を追加して571品目とした。 | 本省では追加した8品目(2品目減を含む。)については、単価ベースで、前年度比▲39%程度の縮減で調達できることとなった。また、在庫の縮減と調達事務の効率化を図ることができた。 | ○ | 共同調達に適切な品目は取組済みであり、あらたに品目を増やすことは難しい。 | 引き続き実施する。 |
| 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入部数を精査し、調達数量の適正化の取組を進める。 | | 本省において購読している、新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の精査を行った。 | 本省では、精査した結果、前年同を維持できた。 施設等機関の一部官署では、平成24年4月13日付内閣官房行政改革実行本部事務局通達「定期刊行物等の購入見直しについて(地方支分部局等)」に基づき、平成24年度比で新聞3部(▲114,984円)及び定期刊行物3部(▲113,271円)の削減を行った。 | ○ | 本省における今までの取組及び平成25年度の取組で、調達数量の適正化は為されており、取組済みの官署ではこれ以上、部数や金額を抑える対応は難しい。 ただし、毎年度、調達の際に購入部数を精査する必要がある。 | 引き続き実施する。 |
| 役務 共同調達の実施及び対象業務の拡大を図る。(他省庁、外局等) | | 平成25年度は4件(配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務)の共同調達を実施した。 | 前年度までの効果を維持することができた。 | ○ | 共同調達に適切な品目は取組済みであり、あらたに品目を増やすことは難しいところであるが、引き続き検討していく。 | 引き続き実施する。 |
| 競争性のない随意契約の適切性の確保 全ての競争性のない随意契約について競争性の確保の余地、業務が一体不可分(業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか)等について契約委員会において事前審査を行うこととし、十分な必要性が認められなかった場合は、競争性を有する契約方式に移行することとする。 また、契約過程や契約内容の妥当性について、外部有識者で構成される物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行うこととする。 | | 少額随意契約を除くすべての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した。 また、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行った。 | 契約委員会で事前審査したうち、1件について、競争性のない随意契約から、他に競争に参加できる者が居ないか確認する。参加者確認公募に移行させ、4件について、随意契約(企画競争方式)から一般競争入札(総合評価方式)に移行させ、1件について、再委託先を指定した一般競争入札(総合評価方式)を取りやめた。 また、前年度に随意契約であった案件で、一般競争(総合評価方式含む)に移行させた案件が12件あり、適切性の確保がより図られた。 | ○ | 契約案件担当以外の視点での審査は、随時行っていくことが必要。 | 引き続き、契約委員会での個別の事前審査を進めるとともに、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行う。 |
| 二者応札となっている契約の見直し 競争性を有する契約方式としているものの、二者応札となっている契約については、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参入による実質的な競争性の確保に努めることとする。 | | 以下について、取組を実施し、実質的な競争性の確保に努めた。 | 本省では、昨年度二者応札であった案件で、複数者が入札に参加した案件が47件あった。 施設等機関の一部官署では、競争参加資格要件緩和や仕様の明確化により、24年度二者応札であった案件で、25年度に複数者が入札に参加した案件が2件あった。 | ○ | 事業内容の特殊・専門性が高く、市場規模が狭いことから、直ちに改善できない面もあるが、得られる業務の成果の質を落とさない範囲で、取り組む必要がある。 | 引き続き見直しを進める。 |
| ①競争参加資格要件の緩和 業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限することのないよう留意する。 | | 総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書の審査の中で事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者及びその管理技術者の実績や資格といった要件を原則設けないこととしているが、引き続き厳格に適用した。 最低価格落札方式による入札については、必要により競争参加資格を設定するに際しては、(ア)あくまで業務の履行を担保する観点から見て合理的かつ最低限のものとする(入札・企画競争に参加しようとする事業者を複数者確保できるものとする)、(イ)誰もが客観的に判断することができる要件とすること、(ウ)事業者において証明資料が容易に用意できる内容とすること、とする取扱いを引き続き厳格に適用した。 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| <p>②入札公告、入札説明書等のホームページへの掲載 入札公告等は、環境省ホームページに掲載して広く参加者を募るとともに、入札説明書等を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにする。 行政事務の遂行に著しく支障となる等により入札説明書を掲載できない場合は、入札公告等には業務概要を付し、入札説明書等の交付は、窓口だけでなく、郵送でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。</p> | ○ | <p>本省、外局、施設等機関、地方支分部局を含めて、入札公告等入札説明書等をホームページへも掲載して広く参加者を募ったことで、競争への参加を検討している事業者が、業務内容を把握できるようにした。</p> | | | |
| <p>③準備期間の確保 契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、事業者が準備に係る時間を十分に確保できるよう留意して受注者の決定時期を設定する。</p> | | <p>公告期間は、真に緊急の場合を除き、原則10日間以上を確保することとし、また、総合評価落札方式や企画競争方式においては、提案書や企画書の提出期限を公告から20日間以上後とするの運用を引き続き厳格に適用した。</p> | | | |
| <p>④配点の設定 総合評価落札方式や企画競争方式においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。</p> | ○ | <p>提案書等については、当該年度又は提案書等の作成にあたり設定された複数年度にわたる業務期間内における業務の目的を達するための実施方法について評価を行うものであり、過去の当該業務又は同種類似業務の実績は、提案された方法等で実施しうる事業者であるか等の判断に資するものであって、事業者を選定するための主たる要素ではないことから、配点の大半を占めることのないよう、やむを得ない場合を除き、事業者及び業務に従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合は総得点の10分の3以内となるように設定した。</p> | | | |
| <p>⑤提案書等の分量の適正化 新規の事業者であっても積極的に競争に参加ができるよう、事業者に提出を求める提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量を設定し、過度の負担を課すことにならないよう留意する。</p> | ○ | <p>提案書等の分量が業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目毎にページ数を指定する等設定し、過度の負担を課すことにならないよう努めた。</p> | | | |
| <p>⑥仕様の明確化 入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの履行の可否の判断等を行うこととなるので、必要となる人員や資財等の数量、業務に要する日数、業務の対象となる者又は地域等の情報はできる限り詳細に記載する。</p> | | <p>事業者において適正な入札価格を算出しやすくするため、業務に必要な人員を含む執行体制を確定させるなど、仕様書に記載される業務内容をできる限り具体化・明確化することを徹底した。 また、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文献・報告書等を明示した。</p> | | | |
| <p>⑦報告書等の積極的な開示 過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に業務内容等を把握できるようにする。</p> | | <p>前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、仕様書において、前年度の成果報告書等が閲覧できること及び閲覧場所を明示することを徹底した。</p> | | | |
| <p>出張旅費の効率化 割引やバック商品等を積極的に活用する。</p> | | <p>本省の国内出張に係るバック商品の利用のため、バック商品やチケットの手配等に係る業務について企画競争方式により発注した。 また、バック利用における手続に係るマニュアルを整備し、省内に通知した。</p> | <p>バック商品が販売されている旅程については、原則利用することにより、各出張に係る経費の節減が図られた。 また、キャンセル料が発生した場合の対応等を含めたマニュアルを整備することにより、職員が積極的にバック商品を利用できる状況を構築できた。</p> | ○ | <p>バック利用により経費の節減が図られたため、旅費の不足により抑制せざるを得ない出張が減り、旅費の有効的な活用となった。 引き続き国内出張においてバック商品の利用を推進する。</p> |
| <p>クレジットカード決済の経行 公共料金の支払い等においてクレジットカード決済の活用について引き続き検討する。</p> | | <p>本省においては、厚生労働省取りまとめにより、水道料金のクレジットカード決済による支払いに移した。 一部地方支分部局等での先行導入に向け、クレジット会社から手続等について聴取するとともに</p> | <p>地方支分部局等での公共料金の支払いについて、合同庁舎及び民間賃貸物件共にクレジットカード決済にする調整が整わなかった。</p> | ○ | <p>民間賃貸物件では、貸主の都合により賃料と光熱水費とを分けて請求できない場合があるなど、クレジットカード決済の導入を断念せざるを得ないケースがあった。 クレジットカード決済方式の導入に伴う事務量の増減等を踏まえつつ、引き続き導入について検討する。</p> |
| <p>人事評価への反映 行政コスト削減に関する評価項目を人事評価に追加する。</p> | | <p>本省課室長クラスの者については、コスト意識をもって業務を進めることを評価の項目として設定している。</p> | <p>本省課室長クラスの者が、コストに対する意識を有して指揮命令を行うことにより、課室全体の行政コストの削減に繋がる。</p> | ○ | <p>よりコスト面について意識させる周知の方法について、検討が必要。 引き続き人事評価への反映を実施しつつ、コスト面について意識させる周知の方法について、検討する。</p> |
| <p>身近な行政コストに関する職員への周知 身近な行政コスト(カラーコピーとモノクロコピーの1枚当たりの費用の対比、時間当たりの照明使用による電気料等)を省内に掲示する等して、職員に対する周知を行い、無駄なコストの発生防止を図る。</p> | | <p>コピー用紙の使用状況について、前年度と対比した表にまとめ、定期的に職員に周知している。</p> | <p>各職員に対し、使用状況の周知等を行うことで、無駄な使用の抑制に繋がった。</p> | ○ | <p>よりコスト面について意識させる周知の方法について、検討が必要。 前年度と比し、使用量を削減することを目標として、引き続き取組を実施する。</p> |
| <p>進捗把握・管理 上半期終了後に契約の進捗状況等について評価することとし、また、年度終了後に計画の達成状況や調達の具体的な改善状況等について評価を行うこととする。</p> | | <p>本自己評価結果のとおり。</p> | <p>-</p> | ○ | <p>- 計画の進捗状況等を把握した上で、計画の推進を図る。</p> |

| | | | | | |
|---|---|---|----------|----------|---|
| <p>推進体制の整備</p> <p>本計画を推進するため、大臣官房会計課及び各部局の職員により構成する調達改善推進チームを設置する。</p> | <p>大臣官房会計課及び各部局の職員により構成する調達改善推進チームを設置した。</p> | <p>各部局の契約の進捗状況の管理を行っている他、調達に係る改善方策等についての検討を進めた。</p> | <p>○</p> | <p>—</p> | <p>引き続き実施する。</p> |
| <p>物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会の活用</p> <p>問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会の意見を求める。</p> | <p>本省及び地方支分部局における契約案件について、外部委員により構成される、以下の委員会において審査を受けた。</p> <p>入札監視委員会を平成25年6月27日に開催し、平成24年度における工事等の契約(198件:132,902百万円)について審査を受けた。</p> <p>物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会を平成25年7月30日(第1回)、同年10月2日(第2回)、同年11月20日(第4回)、同年12月4日(第5回)に開催し、公益法人向け支出について、同年10月23日(第3回)に平成24年度における物品・役務等に係る契約全般(2,177件:81,372百万円)を対象として審査を受けた。</p> | <p>入札監視委員会から、特段の意見の具申、勧告はない。</p> <p>また、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会から、特段の意見の具申、勧告はないものの、仕様書等において能力面以外にも手順をしっかりと記載する、複数者が入札に参加しやすいように、事業内容の分割や、又は他の契約と統合するなどの見直しを検討するようコメントがあった。</p> | <p>○</p> | <p>—</p> | <p>仕様書等の見直しについて引き続き実施する。</p> <p>また、現状の分析などについては、来年度に向け対応していく。</p> |

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称： 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森島昭夫先生からの意見聴取

開催日時： 平成26年7月31日 14:00～14:45

| 外部有識者からの意見 | 意見に対する対応 |
|--|--|
| <p>○ 前年の年度末自己評価でも意見を申し上げたところであるが、調達改善の目標で示している、「適切性」指標の評価については、コスト削減の側面ばかりでなく、調達対象の物品やサービスが、調達目的にとって、最も有効に機能しうるかどうかの観点が必要不可欠である。単に「安いから」等の理由で調達すべきではなく、常に調達目的との関係で、他のより適切な選択肢がないか検討すべきで、そのための評価基準が必要ではないかと考える。平成26年度には検討を始める必要があるのではないかと考える。</p> | <p>○ 質の高い調達目的の確保と価格競争によるコスト削減の両立については多くの課題があるが、質を確保するための方策の検討に着手することとし、平成26年度調達改善計画の重点事項とする。</p> |

外部有識者からの意見聴取の実施状況(案)

会議等名称： 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生からの意見聴取

開催日時： 平成26年8月6日 14:00～14:30

| 外部有識者からの意見 | 意見に対する対応 |
|--|--|
| ○ 前年の年度末自己評価でも意見を申し上げたところであるが、業務の特殊性等の理由で価格競争に付すことが困難な事案、或いは価格競争に付しても特定の者しか応札できない案件もあるので、価格競争に付さないことの合理性が高い場合は、それを認めるという流れも省庁全体でできてきているような気がする。このような価格競争が働きづらい場合に、どのように公平(公正)性を担保していくかは引き続き、今後の重要な課題である。 | ○ 業務の特殊性や、特定の者しか応札できないような、価格競争に適さない案件については、適切性の確保をどのように行うか、質を確保するための方策と併せて、新たな仕組みの中で検討を行う。 |